低炭素建築物等計画認定申請手数料

(手数料の根拠・詳細:四街道市手数料条例(平成元年第5号))

単位:円

		技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの				
区分			誘導仕様 基準	誘導仕様 ・計算 併用法	モデル 建築物 基準	左記以外	
住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	17000	25,000		34,000
		200㎡以上		19000	28,000		37,000
	共同住宅等	300㎡未満	10,000	32000	50,000		67,000
		300㎡以上	20,000	56000	84,000		112,000
非住宅部分 300㎡未満 300㎡以上		300㎡未満	10,000			85,000	221,000
		300㎡以上	16,000			108,000	277,000

- ※ 変更認定申請手数料の額は、上記の額に1/2を乗じて得た額となります。
- ※ 複合建築物の額は、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。
- ※ 確認申請を併願する場合は、確認申請手数料を加算した額となります。